

(改正後)

第十七号様式（第十六条第二項）

| | | | | | |
|-----------|---|---|---|---|------|
| 第 | 号 | 年 | 月 | 日 | 交付 |
| | | 年 | 月 | 日 | 限り有効 |
| 所 属 | | | | | |
| 職 氏 名 | | | | | |
| 生年月日 | | | | | |
| 立 入 検 査 証 | | | | | |
| 千葉県知事 | | | | | |
| 印 | | | | | |

(表)

この証票を携帯する者は、宅地開発事業の基準に関する条例に基づき開発区域に立入検査を行うことができる。

宅地開発事業の基準に関する条例（抜粋）

第13条 知事は、前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該職員をして開発区域内の土地に立ち入らせ、工事の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

備考 縦6センチメートル横8.5センチメートルとする。

(裏)

(改正前)

第十七号様式（第十六条第二項）

| | | | | | |
|-----------|---|-------|----------|---|---|
| 第 | 号 | 交付年月日 | 年 | 月 | 日 |
| | | 有効期間 | 交付日から1箇年 | | |
| 所 属 | | | | | |
| 職 氏 名 | | | | | |
| 生年月日 | | | | | |
| 立 入 検 査 証 | | | | | |
| 千葉県知事 | | | | | |
| 印 | | | | | |

(表)

この証票を携帯する者は、宅地開発事業の基準に関する条例に基づき開発区域に立入検査を行うことができる。

宅地開発事業の基準に関する条例（抜粋）

第13条 知事は、前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該職員をして開発区域内の土地に立ち入らせ、工事の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

備考 縦6センチメートル横8.5センチメートルとする。

(裏)